

平成 26 年度 事業計画

I 時代認識（現代社会と共同募金）

1 震災復興の支援

震災復興は国家国民の最大重要課題であります。未曾有の大震災から 3 年が経ちますが、いまだ先行きが見えず、苦しんでいる被災者が大勢います。共同募金は、被災者の支え合い活動を長期にわたり支援します。

2 人口減少の時代

我が国の人口は 2006 年をピークに減少局面に転じました。これまでの我が国の社会システムは人口増を前提に成り立ったものであります。それが今、減少に突入し、2050 年には約 1 億人に、2100 年には現在の人口の半分程度になると推計され、特に本県では、震災の影響もありそのスピードに拍車がかかっています。（*参考図 - 1）そこではこれまでとちがった新しい社会システムの構築が求められます。共同募金も例外ではなく、このままの状態では推移すれば募金額の減少は避けられません。将来に向かって新しい共同募金モデルを構築する必要があります。

3 格差の時代

我が国社会の体質はバブル崩壊以降の「失われた 20 年」の中で、かなり高齢化してきました。その体質改善として構造改革が叫ばれ、分権化、規制緩和が進展しました。

たとえば、平成 12 年から実施された介護保険制度では、その保険者は市町村であり、市町村の自由裁量によって、サービスメニュー、保険料等が決定されます。このように、権限が市町村に委ねられ分権化が進展した結果、地域間格差が生じました。

規制緩和においてもしかりです。規制緩和によって、市場への参入の自由度が高まり、そのことが勝者と敗者をもたらし、格差拡大につながりました。このように、市場中心主義は、競争を通じて効率性を追求したあまり、格差というマイナスの副作用をもたらしました。

さらに、GDP 世界第 3 位の我が国の相対的貧困率（可処分所得の中央値の半分以下の割合をいう）は、15.7%（1 年間の収入が 121 万円以下層）を達し、OECD 加盟国の中でも高水準にあるなど、貧困化が顕著になりました。

こうした格差の拡大は、要支援者の増大ばかりが募金額の減少を招くことにつながります。

4 生活不安拡大の時代

さらに近年、市民の生活不安は拡大しつつあります。各種調査から老後に対する不安、子育てに対する不安、安全に対する不安などは増すばかりです。特に、団塊世代が75歳を迎える10年後には高齢化率が30%を超え、介護、孤独死などの問題も深刻化することが必須です。人と人とのつながりが希薄化し無縁社会が叫ばれる昨今、生活不安の緩和に共同募金の果たす役割は大きいといえます。

5 財政危機の時代

我が国は世界一の債務大国であります。平成22年度末には総債務が1,036兆円に達し、対GDP比にして216%にもものぼります。国民の幸福度を高めることが政府のミッションですが、その財政状況はきわめて厳しい状況にあります。そうしたなかで、共同募金は住民活動を支えるファンド的役割を担っています。

6 自発と自治の時代

護送舟団方式の時代は終わりました。自らの生活課題について、自らが学び、自らが行動しその役割の一翼を担う、いわば自発と自治の時代であります。「新しい公共」が叫ばれ、行政が提供するサービスに加え、住民自身やNPOが主体となり、サービスをつくり、提供していかなければならない時代です。こうしたプロセスを経て、住民力、地域力、福祉力の向上が望まれます。共同募金はそうした住民活動を支える必要があります。

7 社会福祉法人の見直し

いま、社会福祉法人の見直しが国において検討されております。社会保障改革会議、規制改革会議をみてもしかりです。そこでは、非課税扱いとされているにふさわしい社会への新たな貢献がもとめられています。慈善事業、社会事業の時代を経て、現代は先駆性、独創性ある事業を検索する時代にあります。まさしくイノベーション (innovation) の時代であり、本会においても新たな募金手法の開発や新たなモデルの構築など、柔軟で機動力ある経営が求められています。

II 事業方針

- ・ 東日本大震災の支援
- ・ 募金者本位の理念にもとづいた経営
- ・ 21世紀型モデルへの転換（1970年型から2025年型）
- ・ 法人経営の透明性の確保
- ・ 新たな募金手法の開発による共感的募金・募金意欲の触発

共同募金の7割を占める戸別募金を引き続き守りつつ活性化を図ると共に、これまでの仕組みに対して全く新しい考え方を取り入れ、新たな価値を生み出し、将来に向かって新しい共同募金を構築する必要があります。本会自らが創意と工夫を凝らし、新たな募金手法の開発をすること。市町村委員会の機能拡充を進め、運動の透明性を高めることで募金者からの信頼を得て、募金増強を図ることを目指します。

III 重点事業

1 東日本大震災の支援

- (1) 激甚被災地市町村特別支援
- (2) 住民支え合い活動助成
- (3) 被災地の子どもたちに遊具を贈ろう！プロジェクト

2 21世紀型モデルへの転換

- (1) 中期計画の策定（*新規）
- (2) 地域福祉推進計画と配分ニーズの掘り起こしによる募金活動 - 配分 から配分計画 - 募金活動 への転換準備（*新規）
- (3) 「幸福地域づくりプログラム（仮）」（昨年度の住民力・地域力・福祉力向上プログラム）
- (4) 若者部隊（小委員会）の結成準備（*新規）
- (5) 未来の地域貢献活動の担い手づくり「赤い羽根子どもアカデミー」（*新規）
- (6) All in one、Collaborationの推進

3 法人経営の透明性の確保

- (1) 情報公開の推進
- (2) 配分委員会等の公開にむけた準備（*新規）
- (3) 受配団体の活動報告と成果の明示（*新規）
- (4) 広報の充実
- (5) 赤い羽根「Q&A集」作成

4 新たな募金手法の開発

- (1) 共同募金運動の期間拡大によるテーマ性を重視した運動の展開
- (2) IT活用の募金（*新規）
- (3) 寄付つき商品の開発（*新規）
- (4) ふるさと募金の創造（*新規）

5 共感的募金、募金意欲の触発

- (1) 研修体系の再構築
- (2) 関係機関・団体とのコラボレーションの推進
- (3) 赤い羽根文化祭の検討（*新規）
- (4) 復興応援ありがとう川柳の募集（*新規）
- (5) インターンシップの導入（*新規）

IV 事業実施計画

1 東日本大震災の支援

(1) 激甚被災地市町村特別支援の1年延長

激甚被災地の共同募金委員会では、その支持組織の壊滅的な崩壊により、募金環境が極めて困難な状況にあります。H25年度までの時限的支援でありましたが、地域の回復が進んでいないことから1年延長とします。

(2) 住民支え合い活動助成

中央共同募金会からの受託事業として、被災地（宮城県）の地元団体による助け合い活動を支えるための助成事業。沿岸市町からの強い要望もあり平成26年度も継続実施します。（宮城県助成総額：1億円）。

(3) 被災地の子どもたちへ遊具を贈ろう！プロジェクトの継続

「むすび丸」とコラボした新バージョンピンバッジの作成。被災地の遊具整備に助成。

2 透明性の確保

(1) 広報の充実

共同募金の主旨を募金者により理解していただく為、リニューアルした広報紙（赤い羽根だより）、ホームページを広報媒体として有効活用する。また、マスコミ等と連携を図ることで、運動についての情報を公開し透明性の確保に努めます。

(2) 配分の透明性の確保

募金の使途を明確にし、広く県民に周知します。

- ・配分委員会を年4回開催し、全ての配分申請を審査する。判断の困難な事案については現地調査を行い、その活動内容を深化します。
- ・配分申請の事前・事後調査を市町村委員会の協力を得て実施します。
- ・市町村委員会に係わる配分事業について、配分調査委員会の設置・運営を促進する事により、一層の透明性の確保を図ります。
- ・会報やホームページ及び情報網 はねっと により配分内容を詳細に広報します。
- ・配分通知書交付式(赤い羽根感謝の集い)を開催します。

3 募金活動の高揚

(1) 募金目標額の設定

沿岸市町の福祉財源の確保に配慮した各目標額を設定します。また、沿岸部の募金減少分は、本会事務局や他の市町村がカバーします。

(2) 進発行事の実施

赤い羽根運動の開始にあたり、運動の気運醸成のために、進発式を実施します。

- ・期 日 平成26年10月1日(水)
- ・場 所 仙台市内及び市町村各地

(3) 宮城県社会福祉大会への参加

赤い羽根大会は開催せず、共同募金運動への長年の功労者・団体への表彰伝達を県福祉大会で行う。

- ・期 日 平成26年11月5日(水)

4 募金活動の推進

(1) 新たな募金手法の開発

- ・テーマ型や選択型募金の導入によるモデル事業の推進の準備
- ・寄付つき商品などの開発

(2) ハートフルベンダー事業の普及促進

市町村委員会と連携し、ハートフルベンダーの設置推進を進めます。

(3) 企業募金の強化

新たな協力企業法人の開拓を推進します（地元商工会議所等との連携）。

(4) 赤い羽根特使・親善大使によるPR

(5) 地域福祉活動の支援

住民力・地域力・福祉力を高める助成事業の拡充

(6) 災害準備金及び災害義援金募集の実施

社会福祉法に規定された大規模災害の発生などに対応する準備金の積み立てを行い、これに該当する大規模災害発生時に活用する。また、大規模災害発生時には、関係機関と連携し義援金の募集を行うほか、県外の災害に対しては全国的運動に呼応して運動を行う。

(7) 小規模災害への支援

県内の小規模災害が発生した場合は、その被害世帯または人員に対して見舞金などを市町村委員会を通じて贈呈する。

(8) 全国協調並びに連絡調整

中央共同募金会、各県共同募金会及び北海道・東北ブロック共同募金会との緊密な連携を図る。また、宮城県社会福祉協議会など、各関係機関・団体との連携を強化する。

(9) 顕彰事業

共同募金運動功労者・団体、高額寄付者に対する感謝及び表彰。中央顕彰候補者の推薦。

(10) 民間資金助成事業への協力

中央競馬馬主社会福祉財団など助成要望事業の調査、推薦。

(11) 共同募金以外の寄付金の取扱い

共同募金以外の寄付金（受配者指定寄付金など）の受入と助成を行う。受入にあたっては行政機関、中央共同募金会と協力し、厳正な審査を行う。

5 経営組織基盤整備

(1) 理事会

事業計画・予算・その他重要事項についての審議と承認及び執行

- ・第246回 平成26年5月22日(木)
（審議事項 前年度の事業報告・決算他）
- ・第247回 平成26年7月23日(水)
（審議事項 役員・評議員の改選）

- ・第248回 平成26年8月1日(金)
(審議事項 会長・副会長・常務理事の選任)
- ・第249回 平成26年12月10日(水)
(審議事項 補正予算他)
- ・第250回 平成27年3月24日(火)
(審議事項 翌年度の事業計画・予算他)

(2) 評議員会

事業計画・予算・その他重要事項についての審議

- ・第205回 平成26年5月23日(金)
(審議事項 前年度の事業報告・決算他)
- ・第206回 平成26年7月25日(金)
(審議事項 役員の改選)
- ・第207回 平成26年12月16日(火)
(審議事項 補正予算他)
- ・第208回 平成27年3月25日(水)
(審議事項 翌年度の事業計画・予算他)

(3) 監事会

理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況の監査

- ・第1回 平成26年5月8日(木)
- ・第2回 平成26年11月27日(木)

(4) 正・副会長会議

会の重要事項について協議

- ・第1回 平成26年5月8日(木)
- ・第2回 平成26年7月8日(火)
- ・第3回 平成26年11月27日(木)
- ・第4回 平成27年3月12日(木)

(5) 市町村共同募金委員会会長・事務局長会議

事業計画・予算等重要事項への対応

募金及び配分の重要事項の協議と確認

共同募金をとりまく最新情報の交換と協議

- ・期 日 平成26年8月29日(金)

(6) 市町村共同募金委員会担当者ミーティング

共同募金をとりまく最新情報の交換と協議

- ・期 日 平成26年6月上旬、9月上旬、平成27年2月上旬

(7) 配分委員会及び配分調査委員会

共同募金に係る配分計画及び配分内容の審議、目標額の設定、災害準備金、災害義援金の運用について審議する。

- ・第1回 平成26年 7月18日(金)
- ・第2回 平成26年11月28日(金)
- ・第3回 平成27年 2月20日(金)
- ・第4回 平成27年 3月13日(金)

*配分調査委員会は市町村委員会の規模に応じて開催します。

(8) 赤い羽根ボランティア研修会

募金活動ボランティア及び奉仕員を対象とした研修。運動の理解を深める。

- ・期 日 平成26年9月1日(月)

(9) 中期計画策定プロジェクト委員会の設置(*新規)

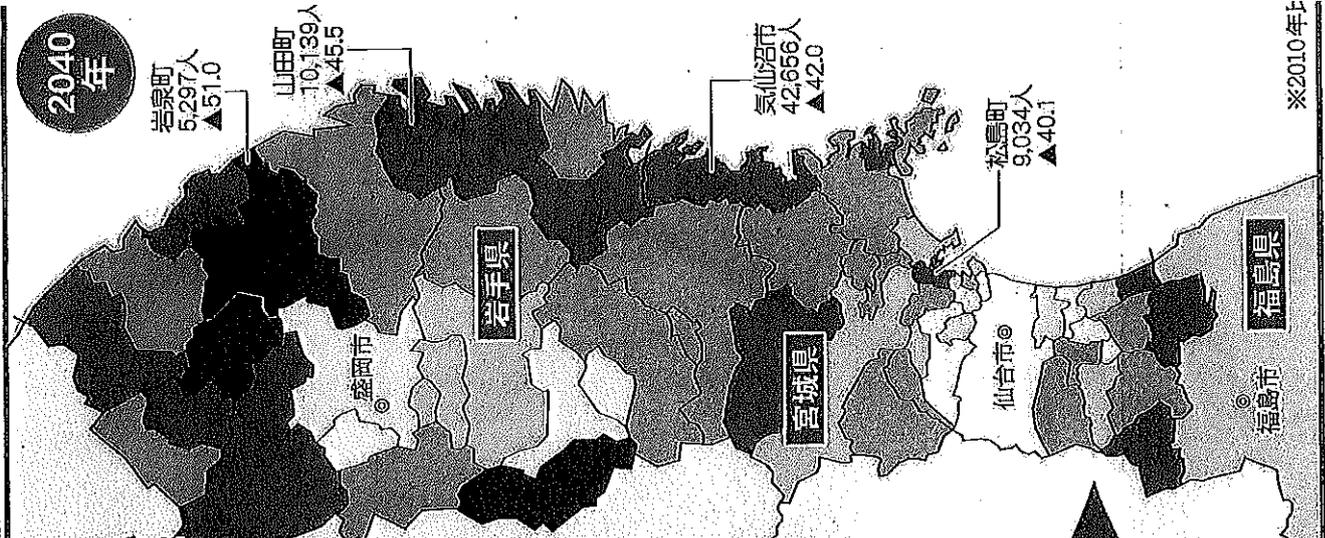
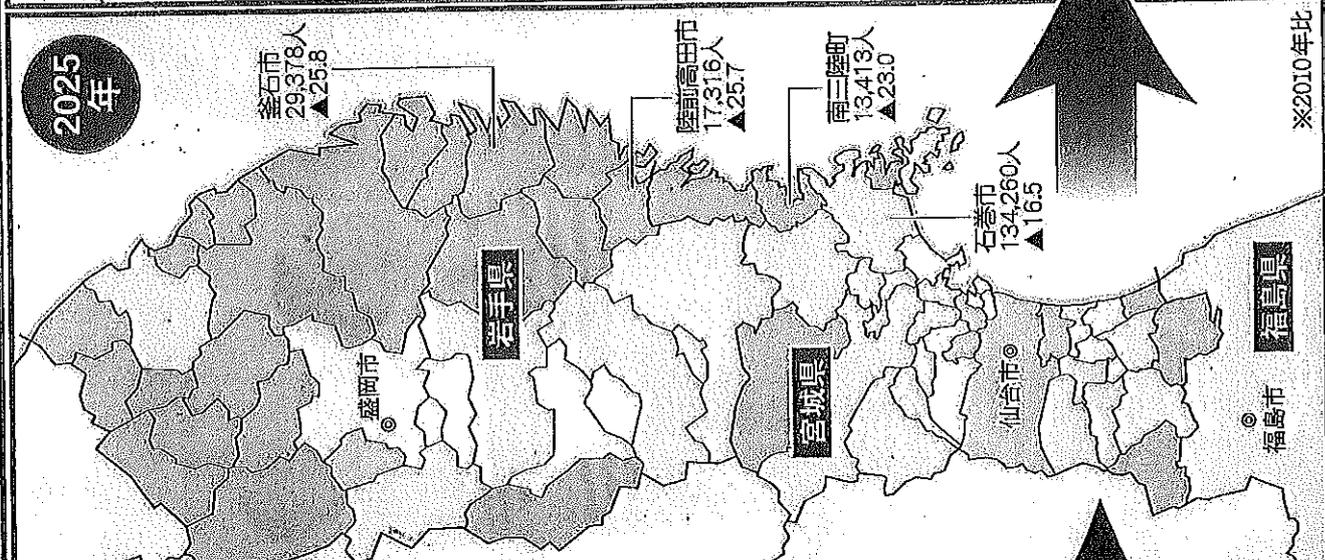
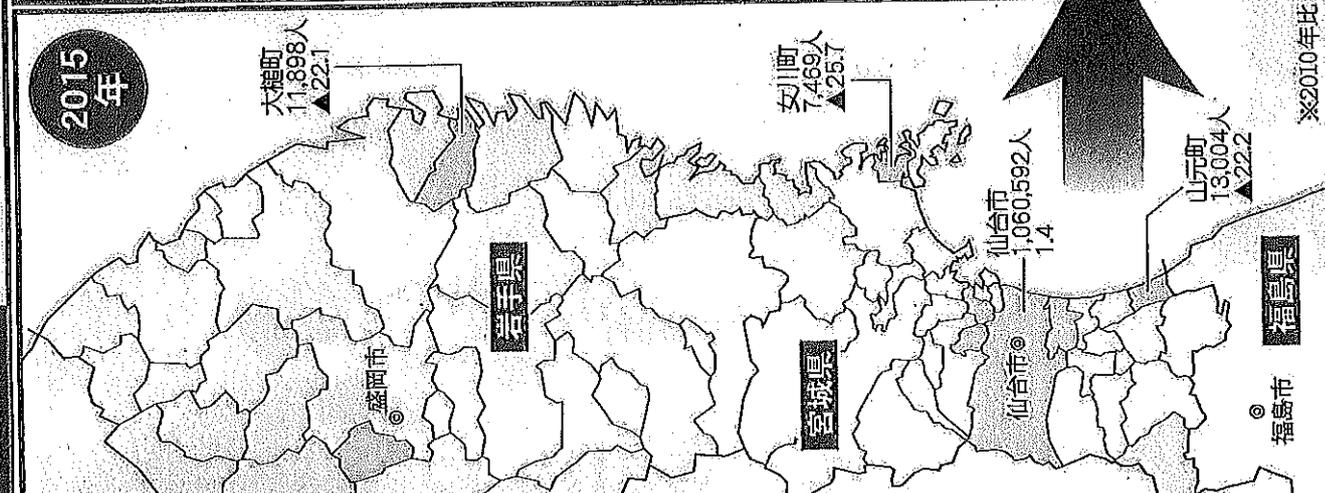
業務執行の効率化を確保する組織機能のあり方や、募金者の目線に立った事業経営の在り方を含めて、地域の多様な課題に対応するため、中期計画を策定するものとします。

また、IT活用募金や寄付つき商品、ふるさと募金など新たな募金手法の開発・検討も行います。

岩手、宮城両県沿岸部と福島県の人口推移予測

※上段は予測人口、下段は2010年比(%)、▲はマイナス

	2010年	15年	25年	40年
岩手県	1,330,147	1,265,388 ▲4.8	1,139,825 ▲14.3	938,104 ▲29.5
釜石市	17,913	16,541 ▲7.6	13,976 ▲22.3	10,272 ▲42.7
大森市	36,872	34,721 ▲5.8	30,601 ▲17.0	24,391 ▲33.8
野田村	4,632	4,109 ▲11.3	3,537 ▲22.9	2,656 ▲42.7
釜谷村	3,088	2,848 ▲7.8	2,222 ▲27.7	1,760 ▲43.0
玉野畑村	3,843	3,468 ▲9.8	2,891 ▲24.8	2,086 ▲45.7
岩泉町	10,804	9,308 ▲13.9	7,756 ▲28.2	5,297 ▲51.0
宮古市	59,430	54,859 ▲7.7	47,143 ▲20.7	35,903 ▲39.6
山田町	18,617	15,104 ▲18.3	13,112 ▲29.5	10,139 ▲45.5
大槌町	15,276	11,898 ▲22.1	10,762 ▲29.5	7,886 ▲48.4
釜石市	39,574	35,239 ▲10.9	29,378 ▲25.8	21,503 ▲45.7
大船渡市	40,737	37,659 ▲7.6	32,576 ▲20.0	24,969 ▲38.7
陸前高田市	23,300	19,222 ▲17.5	17,316 ▲25.7	13,085 ▲43.8
宮城県	2,348,165	2,305,578 ▲2.2	2,210,121 ▲6.5	1,972,577 ▲16.0
気仙沼市	73,489	65,804 ▲10.5	57,495 ▲21.8	42,656 ▲42.0
南三陸町	17,429	15,436 ▲11.4	13,413 ▲23.0	10,387 ▲40.4
石巻市	160,826	149,498 ▲7.0	134,260 ▲16.5	109,021 ▲32.2
女川町	10,051	7,469 ▲25.7	7,516 ▲25.2	5,865 ▲41.6
栗原市	42,903	39,265 ▲8.5	38,696 ▲9.8	33,865 ▲21.1
松島町	15,085	14,225 ▲5.7	12,140 ▲19.5	9,034 ▲40.1
利府町	33,994	35,388 ▲4.1	36,502 ▲7.4	36,173 ▲6.3
塩釜市	56,490	53,474 ▲5.3	47,106 ▲16.6	35,704 ▲36.0
七ヶ浜町	20,416	18,759 ▲8.1	17,935 ▲12.2	14,793 ▲27.5
多賀城市	63,060	62,803 ▲0.4	61,179 ▲3.0	55,841 ▲11.4
仙台市	1,045,986	1,060,592 ▲1.4	1,055,653 ▲0.9	988,598 ▲5.5
名取市	73,134	75,360 ▲3.0	77,794 ▲6.4	77,561 ▲6.1
岩沼市	44,187	43,915 ▲0.6	42,817 ▲3.1	39,177 ▲11.3
亶理町	34,845	32,493 ▲6.7	31,730 ▲8.9	27,095 ▲22.2
山元町	16,704	13,004 ▲22.2	13,135 ▲21.4	9,952 ▲40.4



※2010年比

※2010年比

※2010年比

平成8年からの一世帯・一人当たりの募金額の推移

単位:円

